

ブルネイ
商標国際登録規則
2018年S29
2022年6月公布

目次

第1部 序

1. 引用
2. 解釈
3. 手数料
4. 様式

第2部 ブルネイを指定する国際登録

5. 保護を受ける権利
6. 保護対象の国際商標(ブルネイ)の効果
7. 財産の対象としての保護対象の国際商標(ブルネイ)
8. 取引の通知
9. ライセンス許諾
10. 優先権
11. 審査
12. 公告
13. 異議申立通知
14. 反対陳述書
15. 追加の手續
16. 拒絶の通知
17. 保護
18. 取消及び無効
19. 黙認の効果
20. 争いが生じた登録に関する有効性の証明書
21. 侵害商品の輸入
22. 違法行為
23. 商標が保護対象の国際商標(ブルネイ)であるとする虚偽表示

第3部 国際登録から国内出願への変更

24. 変更出願
25. 変更出願手續

第4部 同時登録

26. 商標が法にも基づいて登録されている場合の国際登録の効果

第5部 ブルネイを基礎とする国際出願

27. 国際登録出願

28. 国際事務局に対する通知

第6部 総則

29. 国際登録に関する一定の事項の証拠

30. 代理人

31. 保護対象の国際商標(ブルネイ)の使用についての立証責任

32. 国際事務局に対する情報の伝達

33. 国際事務局に対する手数料の送金

34. 商標規則(R1)の適用

附則1(規則3)手数料

附則2(規則4(4))様式の説明

第1部 序

1. 引用

本規則は、商標国際登録規則として引用することができる。

2. 解釈

本規則において、文脈上他を意味する場合を除き、下記とする。

「共通規則」とは、1996年4月1日に発効し、随時の差替、修正又は変更を含むマドリッド協定議定書第10条に基づいて採択された規則を意味する。

「国際出願」とは、国際登録簿における商標の登録を求める国際事務局への出願を意味する。

「国際登録簿」とは、マドリッド協定議定書の目的上、国際事務局により維持される商標登録簿を意味する。

「国際登録」とは、国際登録簿における商標の登録を意味する。

「ブルネイ・ダルサラーム国(以下「ブルネイ」)を指定する国際登録」とは、ブルネイに対して、マドリッド議定書第3条の3(1)又は(2)に基づく保護の領域指定を求める請求が(当該国際出願において又はその後)行われた国際登録を意味する。

「保護対象の国際商標(ブルネイ)」とは、規則17により付与された意味を有し、「保護」及び「保護対象」への言及は、それに応じて解釈される。

3. 手数料

(1) 附則1に定める手数料を、登録官に納付しなければならない。

(2) 本規則に別段の定めがある場合又は登録官が別途許可若しくは指示する場合を除き、

(a) ある事項に関して附則1において手数料が定められた場合、当該手数料は、当該事項に対応する様式の提出と同時に納付しなければならず、また、

(b) 手数料が納付されなかった場合、当該様式は提出されなかったものとする。

4. 様式

(1) 本規則の目的上、登録官が使用することを要求する様式は、登録官が指示する方法で公告される。

(2) 様式は、意図された場合以外の場合に使用するために、登録官の指示に基づいて修正することができる。

(3) 次の場合、登録官は、様式の代わりに、当該様式について公告された目的のために登録機関に提出されたが当該様式から逸脱している文書を、受理することができる。

(a) 当該文書が、当該様式の使用に関する(2)に言及する登録官のあらゆる指示を順守している場合、及び

(b) 登録官が受理可能な方法による場合。

(4) 本規則における番号を付した様式への言及は、以下の対応する番号を付した様式の最新版への言及と解釈される。

(a) 様式MP1及びMP2の場合は、附則2、又は

(b) その他の様式の場合は、商標規則(R1)の附則2。

第2部 ブルネイを指定する国際登録

5. 保護を受ける権利

(1) 規則 11 から規則 17 までの規定に従うことを条件として、ブルネイ国を指定する国際登録は、国際登録の所定事項が法に基づく商標の登録出願に含まれている場合で、かかる出願が法に基づく商標の登録要件(商標規則(R1)により課されるものを含む)を満たすときは、保護を受けることができる。

(2) (1)の目的上、法の第 33 条及び第 35 条並びに商標規則(R1)の規則 9、規則 13、規則 14、規則 18、規則 19、規則 20 及び規則 21 は考慮されない。

6. 保護対象の国際商標(ブルネイ)の効果

(1) 保護対象の国際商標(ブルネイ)の所有者は、本規則の規定に従うことを条件として、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条及び第 21 条に基づき登録商標の所有者に付与されるもの同一の権利及び救済措置を有する。

(2) (1)は、第 14 条に基づいて登録商標に適用される侵害に当たらない行為に関する規定に従うことを条件とする。

(3) 第 12 条の適用上、

(a) 所有者の権利は、保護対象の国際商標(ブルネイ)が規則 17 又は規則 26 に基づいて登録されたものとして扱われる日から効力を有する。

(b) 保護対象の国際商標(ブルネイ)は、規則 17 に基づき保護対象となったときに、事実上登録されているものとして扱われる。

(4) (1)の目的上、第 13 条及び第 14 条における商標が登録された商品又はサービスへの言及は、保護対象の国際商標(ブルネイ)がブルネイにおいて保護を与える商品又はサービスへの言及として扱われる。

(5) ブルネイを指定する国際登録の所有者が、登録官に送付した書面通知により、

(a) 商標の特定要素の独占的使用権を放棄した場合、又は

(b) 国際登録によりブルネイにおいて付与された権利が特定の地域に制限又はその他の制限を受けることに同意した場合、

登録官は、登録簿に権利の部分放棄又は制限を記入し、当該権利の部分放棄又は制限を公告する。

(6) 保護対象の国際商標(ブルネイ)が権利の部分放棄又は制限の対象である場合、第 12 条の適用によりそれに関して付与された権利は、それに応じて制限される。

(7) 第 22 条により与えられる、侵害訴訟を提起する旨の根拠の無い脅迫に対する救済は、登録商標に関連して適用されるのと同様に、保護対象の国際商標(ブルネイ)にも適用される。

(8) (7)の目的上、

(a) 第 22 条(3)における商標の登録への言及は、保護対象の国際商標(ブルネイ)の保護への言及として扱われる。

(b) 第 22 条(4)における、商標が登録されている又は登録出願がされている旨の通告への言及は、商標が保護対象の国際商標(ブルネイ)である又はブルネイを指定する国際出願若しくは国際登録の対象である旨の通告への言及として扱われる。

7. 財産の対象としての保護対象の国際商標(ブルネイ)

第 23 条, 第 24 条, 第 25 条及び第 27 条の規定は, 必要な変更を加えた上で, 登録商標に関連して適用されるのと同様に, 保護対象の国際商標(ブルネイ)にも適用される。

8. 取引の通知

(1) 本規則の目的上, 次の事項は通知すべき取引である。

(a) 保護対象の国際商標(ブルネイ)に基づくライセンスの付与

(b) 保護対象の国際商標(ブルネイ)又はそれに係る若しくは基づく権利に対する担保権(固定担保又は流動担保の何れであるかを問わない)の付与

(2) 登録官に対し, 次の者によって申請が行われたときは, 取引に関する所定事項を登録簿に記入しなければならない。

(a) 通知すべき取引の効力によって, 保護対象の国際商標(ブルネイ)に係る若しくは基づく権利を有すると主張する者, 又は

(b) 当該取引によって影響を受けると主張する者

(3) 本規則の目的上, 次の事項は関連取引である

(a) 保護対象の国際商標(ブルネイ)又はそれに係る何れかの権利の移転

(b) 保護対象の国際商標(ブルネイ)又はそれに係る若しくは基づく権利に関連する, 代表者による同意の表明

(c) 裁判所又はその他の管轄当局による, 保護対象の国際商標(ブルネイ)又はそれに係る若しくは基づく権利を移転させる命令

(4) 以下の場合

(a) (1) (b)に言及する通知すべき取引の場合は, 取引の所定事項の登録申請がなされるまで, 又は

(b) 関連取引の場合は, 当該取引が国際登録簿に記録されるまでは, その取引は, それを知らずに, 保護対象の国際商標(ブルネイ)に係る若しくは基づく, 相反する利益を取得した者に対しては効力を有しない。

(5) ある者が, (1) (b)に言及する通知すべき取引又は関連取引の効力により, 保護対象の国際商標(ブルネイ)の所有者になった場合は, 取引日後, かつ, 取引の所定事項が国際登録簿に記録される前に生じた保護対象の国際商標(ブルネイ)の侵害に関して, 損害賠償又は利益を受ける権利を有さない。

(6) 疑義を避けるために付言すると, (4)は, 次の事項に関する関連取引には適用されない。

(a) 保護対象の国際商標(ブルネイ)に基づくライセンス, 又は

(b) ライセンスに係る又は基づく権利。

(7) 本規則において, 「所定事項」とは以下を意味する。

(a) 保護対象の国際商標(ブルネイ)に基づくライセンスの付与の場合は,

(i) ライセンシーの名称及び住所

(ii) ライセンスが排他的ライセンスの場合は, 当該事実

(iii) ライセンスが制限付きの場合は, 当該制限の説明

(iv) ライセンスの期間(同期間が確定期間であるか確定期間として確認可能な場合)

(b) 保護対象の国際商標(ブルネイ)又はそれに係る若しくは基づく権利に対する担保権の付与の場合

(i) 被付与者の名称及び住所

(ii) 担保権の性質(固定担保又は流動担保の何れであるか)

(iii) 担保権及び担保が設定された商標に係る若しくは基づく権利の範囲。

9. ライセンス許諾

(1) 第 29 条, 第 30 条, 第 31 条及び第 32 条の規定は, 必要な修正を加えた上で, 登録商標を使用するライセンスに関連して適用されると同様に, 保護対象の国際商標(ブルネイ)を使用するライセンスに関連して適用される。

(2) 第 29 条(1)における商標登録の対象である商品又はサービスへの言及は, ブルネイにおいて商標が保護されている商品又はサービスへの言及として扱われる。

10. 優先権

(1) (2)に従うことを条件として, 第 36 条の規定は, 法に基づく商標の登録に関連して適用されるように, ブルネイを指定する国際登録の保護に関連して優先権を付与するように適用される。

(2) 優先権主張の方法は, マドリッド協定議定書及び共通規則に従って決定される。

11. 審査

(1) 国際事務局よりブルネイを指定する国際登録の通知を受領した場合, 登録官は, 規則 5 の要件を満たしているか否かを審査しなければならない。

(2) (1)の目的上, 登録官は, 自らが必要と考える限度において, 先の商標についての調査を行うことができる。

(3) 国際登録が関係する標章がローマ字以外の文字による語又は英語以外の言語を含んでいる又はこれで構成されている場合, 登録官は次の事項を所有者に要求することができる。

(a) 当該単語の登録官が満足する英語の翻訳及び必要な場合は, 登録官が満足する英語の翻字を登録官に提出すること,

(b) 翻訳及び(もしあれば)翻字において, 当該単語が属する言語を示すこと。

(4) 登録官にとって, 規則 5 の要件を満たしていない又はブルネイにおける保護が請求された商品又はサービスの一部に関連してのみ満たしていると思われるときは, 登録官は拒絶の通知を国際事務局に送付しなければならない。

(5) 拒絶の通知には, 所有者が意見表明を行うことのできる期間を明記しなければならない。

(6) 所有者が, 意見表明を行うための期間の延長を求める場合は, 当該期間又は登録官が以前に付与した延長期間が満了する前に, 様式 TM6 により期間の延長請求を登録官に提出しなければならない。

(7) 意見表明を行う所有者は, 様式 TM22 により, ブルネイにおける送達用住所を登録官に提出しなければならない。

(8) 登録官に対して送達用住所の変更又は訂正を求める所有者の請求は, 様式 TM22 により行う。

- (9) 以下の事項は、様式 TM22 により、登録官に通知しなければならない。
- (a) 代理人の任命に係る事項であって様式が規定されていない事項
 - (b) 代理人の変更に関する事項
- (10) ある手続の当事者の代理人が当該当事者の代理人をやめることを意図した場合、
- (a) 代理人は、当該当事者の代理人をやめる意図の通知を様式 TM22 により提出し、当該当事者及び登録官に送達する。
 - (b) (a)を遵守した場合、代理人は当該当事者の代理人でなくなる。

12. 公告

審査後に、登録官にとって国際登録に含まれる商品又はサービスの一部又は全部に関連して規則 5 の要件が満たされていると思われるときは、登録官は商標公報において国際登録の所定事項を公告する。

13. 異議申立通知

- (1) 何人(本規則において、異議申立人という)も、商標公報における国際登録の公告日から 3 月以内に、当該国際登録に対する保護の付与に異議を申し立てる通知(本規則において、異議申立通知という)を様式 TM4 により登録官に提出することができる。
- (2) 異議申立人は、(1)に言及する様式に、ブルネイにおける送達用住所を記入しなければならない。
- (3) 異議申立通知が認容された場合、登録官は、商標公報における国際登録の公告日から 5 月以内に、当該異議申立に関する事項を記載した拒絶の通知を国際事務局に行う。
- (4) 異議申立通知の提出期限の延長請求は、
- (a) 商標公報における国際登録の公告日から 3 月以内に、様式 TM6 により登録官に提出して行うものとし、
 - (b) 次の事項を記載しなければならない。
 - (i) 延長の理由、及び
 - (ii) 延長により影響を受ける可能性のあるすべての者の名称及び住所。
- (5) 延長請求人は、(4)に言及する請求を登録官に提出した時点で、当該請求の写しを、出願人及び異議申立通知の提出期限の延長により影響を受ける可能性のあるすべての者に送達しなければならない。
- (6) 登録官が異議申立通知の提出を認める期限の延長の合計は、登録出願の公告日から 4 月を超えないものとする。
- (7) 登録官は、延長請求人が次に該当する場合は、異議申立通知の提出期限の延長の付与を拒絶することができる。
- (a) 延長を求める正当かつ十分な理由を示さない場合、又は
 - (b) (4) (a)に言及する請求が出願人及び延長により影響を受ける可能性のある各人に送達されたことを登録官が満足するように示さなかった場合。
- (8) 異議申立通知の提出期限の延長を認めた場合、登録官は、出願人及び(4) (b) (ii)に言及する各人に対し、延長の通知を送付しなければならない。
- (9) 出願人又は異議申立通知の提出期限の延長により影響を受ける可能性のある者は、登録官から延長の通知を受領した後 2 週間以内に、(4) (a)に言及する請求が出願人又は(場合に

応じて)当該の者に送達されていないことを理由に、延長の取消を書面で登録官に申請することができる。

14. 反対陳述書

(1) 異議申立に基づく拒絶を登録官が国際事務局に通知した日から4月以内に、所有者は次の事項を登録官に提出しなければならない。

(a) ブルネイを指定する国際登録を支持する根拠として自己が依拠する事項及び異議申立通知に記載された事実のうち彼が認める事項を記載した TM5 様式による反対陳述書(本規則において反対陳述書という)

(b) 様式 TM22 によるブルネイにおける送達用住所

(2) 所有者は、同時に異議申立人に対し、両文書の写しを送達しなければならない。

(3) 反対陳述書の提出期限の延長請求は、

(a) 異議申立に基づく拒絶を登録官が国際事務局に通知した日から4月以内に、様式 TM6 により登録官に提出して行うものとし、

(b) 次の事項を記載しなければならない。

(i) 延長の理由、及び

(ii) 延長により影響を受ける可能性のあるすべての者の名称及び住所。

(4) 所有者は、(3)に言及する請求が登録官に提出された時点で、当該請求の写しを、異議申立人及び反対陳述書の提出期限の延長により影響を受ける可能性のあるすべての者に送達しなければならない。

(5) 登録官が反対陳述書の提出を認める期限の延長の合計は、異議申立に基づく拒絶を登録官が国際事務局に通知した日から6月を超えないものとする。

(6) 登録官は、所有者が以下に該当する場合は、反対陳述書の提出期限の延長を拒絶することができる。

(a) 延長に対する正当かつ十分な理由を示さない場合、又は

(b) (3)に言及した請求が、異議申立人及び延長により影響を受ける可能性のある各人に送達されたことを登録官が満足するように示さなかった場合。

(7) 反対陳述書の提出期限の延長を認めた場合、登録官は、異議申立人及び(3)(b)(ii)に言及する各人に対し、延長の通知を送付しなければならない。

(8) 異議申立人又は反対陳述書の提出期限の延長により影響を受ける可能性のある者は、登録官から延長の通知を受領した後2週間以内に、(3)に言及する請求が異議申立人又は(場合に依じて)当該の者に送達されていないことを理由に、延長の取消を書面で登録官に申請することができる。

(9) 疑義を避けるために付言すると、その保護に対して異議申立がなされた類の商品又はサービスに関連して、所有者が(1)又は(3)を遵守しなかった場合、登録官は、当該商品又はサービスに関して所有者がブルネイにおける保護を求める請求は、取り下げられたものとし、当該商品又はサービスに関して拒絶する。

15. 追加の手続

(1) 規則 13 に基づく異議申立通知及び規則 14 に基づく反対陳述書が提出された場合、商標規則(R1)の規則 29 から規則 33 までは、必要な修正を加えた上で、追加の手続に適用され

る。

(2) 商標規則(R1)の規則 29 から規則 33 までの適用上、

(a) 本規則における出願人への言及は、所有者への言及として扱われる

(b) 本規則における出願への言及は、ブルネイを指定する国際登録への言及として扱われる。

16. 拒絶の通知

(1) 拒絶が異議申立に基づく場合を除き、拒絶の通知は、ブルネイを指定する国際登録の通知が登録官に送付された日から 18 月が満了した後は付与することができない。

(2) 異議申立が 18 月の期間満了後に提出される可能性がある場合、登録官はそれに応じて国際事務局に通知する。

(3) 拒絶の通知には、マドリッド協定議定書第 5 条及び共通規則第 17 規則により要求される事項を記載する。

(4) 次の場合、登録官は、当該拒絶に関連して最終決定を行ない、当該決定を国際事務局に通知する

(a) 規則 11(4)に基づき拒絶の通知が付与された後に、所有者が規則 11(5)に定める期間又は延長期間内に意見表明を行なった場合、又は

(b) 異議申立に基づく拒絶の通知が規則 13(7)に基づいて付与された後に、所有者が規則 14(1)に定める期間又は延長期間内に反対陳述書を提出した場合、

(5) (4)の目的上、最終決定は、次の場合に行われたとみなされる。

(a) 登録官又は登録官から上訴を受けた裁判所が、ブルネイにおける保護が請求された商品又はサービスの全部又は一部のみについて拒絶を支持するか否かを決定し、当該決定に対する上訴権が失効した又は消尽した場合

(b) 意見表明又は反対陳述書が取り下げられた場合、又は

(c) 拒絶に関する手続が中止された又は放棄された場合。

17. 保護

(1) 次の場合、保護を求める請求の対象である商標は、その時点で、保護対象の国際商標(ブルネイ)として保護される。また、ブルネイにおける保護が請求されている商品又はサービスの一部について拒絶が存続する場合、保護は残りの商品又はサービスに関してのみ適用される。

(a) それぞれ規則 11 及び規則 12 に基づく審査及び公告後に、

(i) ブルネイに対する保護の延長請求の通知がブルネイに送付された日から 18 月の期間は満了していないが、規則 13(3)に従い、異議申立に基づく拒絶の通知を行う期間が、拒絶の通知(異議申立に基づくかその他かを問わない)が行われずに満了した場合

(ii) ブルネイに対する保護の延長請求の通知がブルネイに送付された日から 18 月の期間が満了し、かつ、規則 13(3)に定める異議申立に基づく拒絶の通知を行う期間が、異議申立に基づく拒絶がされずに満了した場合

(iii) ブルネイにおける保護が請求されている商品又はサービスの一部についてのみ拒絶の通知が付与され、場合に応じて、所有者が規則 11(5)に定める期間(延長期間を含む)内に意見表明を行わなかった又は規則 14(1)に定める期間(延長期間を含む)内に反対陳述書を提出

しなかった場合又は所有者が登録官に対してかかる意見表明を行う又は反対陳述書を提出する意図がないことを通知していた場合

(iv) ブルネイにおける保護が請求されている商品又はサービスの全部又は一部について一旦拒絶が通知され、登録官が規則 16(4)に従って国際事務局に対し、当該拒絶が取り下げられる旨又はブルネイにおける保護が請求されている商品又はサービスの一部に関して取り下げられる旨の最終決定が下されたことを通知した場合。

(b) 拒絶が通知されずに、かつ、当該期間の満了後に異議申立が提出される可能性について国際事務局が通知されずに、ブルネイに対する保護の延長請求の通知がブルネイに送付された日から 18 月の期間が満了した場合、

(2) 本規則による規定の適用上、規則 26 に従うことを条件として、保護された商標は、次の日付で登録されるものとして扱われる。

(a) ブルネイに対する保護の延長請求が国際出願において言及された場合は、国際登録日、又は

(b) かかる延長請求がその後国際登録についてなされた場合は、当該請求が国際登録簿に記録された日

18. 取消及び無効

(1) 第 47 条及び第 48 条の規定は、必要な修正を加えた上で、保護対象の国際商標(ブルネイ)の保護の取消又は無効の宣言に適用される。

(2) 第 47 条及び第 48 条の適用上、

(a) 第 47 条(1)における登録手続の完了日への言及は、保護対象の国際商標(ブルネイ)が保護対象となった日への言及として扱われる。

(b) 第 47 条(2)における商標が登録された形態への言及は、商標が保護される形態への言及として扱われる。

(c) 第 47 条(5)及び第 48 条(5)における商標の登録対象である商品又はサービスへの言及は、それに関して商標が保護される商品又はサービスへの言及として扱われる

(d) 第 47 条における商標登録が取り消されることへの言及は、保護対象の国際商標(ブルネイ)の保護が取り消されることへの言及として扱われる。

(e) 第 48 条における商標登録が無効を宣言されることへの言及は、保護対象の国際商標(ブルネイ)の保護が無効を宣言されることへの言及として扱われる。

(3) 商標規則(R1)の規則 55 の規定は、必要な修正を加えた上で、保護対象の国際商標(ブルネイ)の保護の取消又は無効の宣言を求める申請に基づく手続に適用される。

(4) 保護対象の国際商標(ブルネイ)の保護がある範囲において取り消された又は無効を宣言された場合、登録官は国際事務局に通知し、かつ

(a) 取消の場合、所有者の権利は、取消の申請日より又は取消の理由がこれより前の日付で存在していたことに登録官若しくは裁判所が納得した場合は当該日より、その範囲において存在しなくなったものとみなされる。

(b) 無効の宣言の場合、商標はその範囲において、保護対象の国際商標(ブルネイ)ではなかったとみなされるが、このことは、当該無効が国際登録簿に記録された日以前の終結した取引には影響を及ぼさない。

19. 黙認の効果

(1) 第 49 条は、先の商標の所有者が保護対象の国際商標(ブルネイ)の連続 5 年の使用を黙認していた場合に適用される。

(2) 第 49 条(a)の適用上、同条における登録商標への言及は、保護対象の国際商標(ブルネイ)への言及として扱われ、同条における登録への言及は、保護対象の国際商標(ブルネイ)の保護への言及として扱われる。

20. 争いが生じた登録に関する有効性の証明書

第 68 条の規定は、必要な修正を加えた上で、保護対象の国際商標(ブルネイ)の保護の有効性について争われている裁判所における手続に関連して適用される。

21. 侵害商品の輸入

(1) 法の第 IV 部の規定は、必要な修正を加えた上で、保護対象の国際商標(ブルネイ)に関連して、第 19 条(1)の意味における侵害商品である商品との関連で適用される。

(2) (1)の目的上、第 19 条(1)及び第 IV 部における登録商標への言及は、保護対象の国際商標(ブルネイ)への言及として扱われる。

22. 違法行為

(1) 第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条及び第 104 条の規定は、必要な修正を加えた上で、保護対象の国際商標(ブルネイ)に関連して適用される。

(2) これらの規定の適用上、

(a) これらの規定における登録商標への言及は、保護対象の国際商標(ブルネイ)への言及として扱われる。

(b) これらの規定における商標が登録された商品又はサービスへの言及は、保護対象の国際商標(ブルネイ)がそれに関してブルネイにおいて保護を与える商品又はサービスへの言及として扱われる。

23. 商標が保護対象の国際商標(ブルネイ)であるとする虚偽表示

(a) 商標が保護対象の国際商標(ブルネイ)であると虚偽表示する者、又は

(b) 保護対象の国際商標(ブルネイ)がブルネイにおいて保護を与える商品又はサービスに関して虚偽表示する者

が、虚偽表示であることを知っており又はそう信じる理由を有する場合は、違反行為に該当し、有罪判決に基づき、\$10,000 以下の罰金刑を科する。

第3部 国際登録から国内出願への変更

24. 変更出願

- (1) 本規則の規定は、次の場合に適用される。
 - (a) ブルネイを指定する国際登録が、当該登録に記載された商品又はサービスの全部又は一部に関して、マドリッド協定議定書第6条(4)に基づき、本国官庁の請求により取り消された場合
 - (b) 国際登録が取り消された日から3月以内に、国際登録が取り消された商品又はサービスの全部又は一部に関して、国際登録に含まれている商標と同一の商標のブルネイにおける登録を求める出願(変更出願と称する)が登録官に行われた場合
 - (c) 取消の直前に国際登録の所有者であった者によって、出願が行われた場合。
- (2) 変更出願は、様式MP1により登録官に提出しなければならない。
- (3) 変更出願に基づいて登録された商標は、以下の日に登録されたものとして扱われる。
 - (a) マドリッド協定議定書第3条(4)に基づく国際登録日、又は
 - (b) ブルネイに対する延長請求が国際登録に続いて行われた場合は、マドリッド協定議定書第3条の3(2)に基づく当該請求の記録日また、当該日は法の目的上、当該商標の登録日とみなされる。

25. 変更出願手続

- (1) 保護対象の国際商標(ブルネイ)について、変更出願が実際に行われた日(変更日と称する)以前に、規則17に基づく保護が開始された場合、当該商標は法に基づいて登録される。
- (2) ブルネイを指定する国際登録について、変更日までに規則17に基づく保護が開始されず、その所定事項が規則12に基づいて公告されている場合、
 - (a) 登録官は、その所定事項の公告を、第39条(1)に基づく変更出願の公告として扱う。
 - (b) 登録官は、規則13に基づくその保護に対する異議申立を、第39条(2)に基づくその登録に対する異議申立として扱うものとし、商標規則(R1)の規則29から規則33までは、登録官が決定する修正に従って適用される。
- (3) ブルネイを指定する国際登録の所定事項について、変更日までに規則12に基づいて未だ公告されず、登録官が規則11(4)に基づく拒絶の通知を発した場合、登録官は、変更出願の目的上、拒絶の通知を第38条(3)に基づき登録官が出願人に発した通知として扱う。

第4部 同時登録

26. 商標が法に基づいて登録されている場合の国際登録の効果

- (1) 本規則の規定は、次の場合に適用される。
 - (a) 登録商標が保護対象の国際商標(ブルネイ)でもある場合
 - (b) 登録商標の所有者が、保護対象の国際商標(ブルネイ)の所有者である場合
 - (c) それに関して登録商標が登録されたすべての商品又はサービスが、保護対象の国際商標(ブルネイ)の下で保護される場合、及び
 - (d) 登録商標の登録日が、保護対象の国際商標(ブルネイ)に関連して、規則17(2)に定める日より前である場合。
- (2) 本規則の適用上、保護対象の国際商標(ブルネイ)は、規則17(2)の規定にかかわらず、それに関して登録商標が登録されたすべての商品又はサービスについては、登録商標の登録日付で法に基づき登録されたものとして扱われる。
- (3) 保護対象の国際商標(ブルネイ)が先の商標であるか否かを判断する目的上、(該当する場合は)登録商標に関して主張された優先権を考慮して、当該国際商標は、それに関して登録商標が登録されたすべての商品又はサービスについては、登録商標の出願日を有するものとして扱われる。
- (4) 商標に関連して(1)に定める条件が満たされた場合、(2)及び(3)の規定は、
 - (a) 関連の登録商標が失効した又は取り消されたにもかかわらず、関連の保護対象の国際商標(ブルネイ)に関して引き続き適用されるが、
 - (b) 取り消された又は無効を宣言された場合は適用されなくなる。
- (5) 保護対象の国際商標(ブルネイ)の所有者が様式MP2により申請した場合、登録官は、それに関して登録商標が登録された商品又はサービスについては、国際登録が登録商標に置き換わる旨を登録簿に注記しなければならない。
- (6) 本規則の規定は、登録商標に関していかなる者に付与された権利又は救済をも毀損するものではない。

第5部 ブルネイを基礎とする国際出願

27. 国際登録出願

(1) 商標登録出願人又は登録商標の所有者は、本規則の規定に従うことを条件として、

(a) 様式 MM2(E)を提出することにより、かつ

(b) 場合に応じて、出願人又は所有者のブルネイにおける送達用住所を提出することにより、

登録官を通じて商標の国際登録出願を行うことができる。

(2) 国際登録出願は、英語で提出するものとし、かかる登録を求める出願人が次に該当する場合に限り、行うことができる。

(a) ブルネイの国民

(b) ブルネイの法律に基づき設立又は構成された団体又は法人

(c) ブルネイに本拠を有している者、又は

(d) ブルネイに現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者。

(3) 出願に記載された所定事項(出願人のブルネイにおける送達用住所を除く)は、場合に応じて基礎出願又は基礎登録に当該時点で記載されている所定事項に対応しなければならない。

(4) 出願人は、登録官の請求により、出願人が(2)に従い出願を行う資格があることを登録官に納得させるために必要な証拠を提供しなければならない。

(5) 国際出願が本規則に定める要件を遵守している場合、登録官は国際出願を国際事務局に提出する。

(6) 本規則及び規則 28 において、

「基礎出願」とは、国際登録出願に関連して、それに関して国際登録出願が行われた商標のブルネイにおける登録出願を意味する。

「基礎登録」とは、国際登録出願に関連して、それに関して国際登録出願が行われた、ブルネイにおいて登録された商標を意味する。

28. 国際事務局に対する通知

(1) 登録官が国際登録出願を提出した場合、登録官は、(2)に定める事由のいずれかの発生を国際事務局に通知し、それに関して当該事由を理由として基礎出願又は基礎登録が存在しなくなった国際出願の対象である商品又はサービスについては国際登録を取り消すよう国際事務局に請求しなければならない。

(2) (1)に言及する事由は、次の通りである。

(a) 国際登録日から5年の期間が満了する前に、登録官が

(i) 国際登録の対象である商品又はサービスの一部又は全部について、基礎出願の受理を拒絶した場合、又は

(ii) 出願を受理した後に、出願の受理以降に知ることとなった事項を考慮して、商品又はサービスの一部又は全部について商標登録を拒絶した場合で、

かつ、いずれの場合も、当該5年の期間の前後を問わず、当該決定が最終決定となった場合。

(b) 基礎出願が、国際登録日から5年の期間が満了する前に、

- (i) 商標規則(R1)の規則 9(6) (a),
- (ii) 法の第1附則第6項(2), 又は
- (iii) 法の第2附則第7項(2)

に基づいて取り下げられたものとして扱われた場合

(c) 異議申立手続が国際登録日から5年の期間が満了する前に開始され、国際登録の対象である商品又はサービスの一部又は全部について当該商標を登録しないという最終決定に至った場合

(d) 次の時期, すなわち

(i) 国際登録日から5年の期間が満了する前に, 又は

(ii) その後, 請求の時点で基礎出願が登録拒絶に対する上訴又は異議申立手続の対象であったときに,

出願人が行なった請求の結果として, 国際登録の対象である商品又はサービスについては基礎出願が取り下げられた又は制限された場合

(e) 基礎出願又は基礎登録に起因する登録が更新されずに失効し, 国際登録日から5年の期間が満了する前に登録簿から抹消され, その回復を求める請求が商標規則(R1)の規則 50(1)に定める期間内になされなかった場合又はかかる請求はなされたが, 当該請求を拒絶する旨の最終決定が下された場合

(f) 国際登録日から5年の期間が満了する前に手続が開始された結果として, 基礎出願又は基礎登録に起因する登録を取り消す又は無効を宣言する旨の最終決定が下された場合

(g) 国際登録日から5年の期間が満了する前に又はその後所有者によって行われた請求の結果として, 基礎出願又は基礎登録に起因する登録が取り消された場合で, 請求の時点で,

(i) 基礎出願又は基礎登録に起因する登録が, 取消又は無効を求める手続の対象であり, かつ

(ii) 当該手続が国際登録日から5年の期間が満了する前に開始された場合。

(3) 本規則の目的上

(a) 最終決定は, 以下の場合に下されたとみなされる。

(i) 決定に対して上訴する権利が失効した又は消尽した場合, 又は

(ii) 出願又は登録に関する手続が中止又は放棄された場合

(b) 出願が取り下げられることへの言及は, 出願が取り下げられたとみなされた, 放棄された又は出願が行われなかったことを含む。

第6部 総則

29. 国際登録に関する一定の事項の証拠

- (1) 保護対象の国際商標(ブルネイ)に関するすべての法的手続においては、保護対象の国際商標(ブルネイ)の所有者としての登録は、原国際登録及びその後の譲渡又は他の移転の有効性に関する一応の証拠である。
- (2) 司法的な通知は、次の事項について行われる。
 - (a) マドリッド協定議定書及び共通規則
 - (b) 国際事務局が発行する国際登録簿における記入事項の写し
 - (c) 国際事務局が公告する定期公報の写し
- (3) (2)(b)又は(c)に言及する文書は、それにより伝達される国際事務局の法律文書又はその他の行為の証拠として認められる。
- (4) 国際事務局が発行した法律文書における記入事項若しくは抜粋の証拠は、写しを提出することにより、当該手続において与えることができ、当該写しとなることを目的とするかかる文書は、証拠として受理される。
- (5) 本規則において、「法的手続」とは、登録官に対する手続を含む。

30. 代理人

国際登録について保護対象の国際商標(ブルネイ)として保護を求める請求に関連して、本規則により、個人により又は個人に対して行うことを要する又は許可される行為又は保護対象の国際商標(ブルネイ)に関連する手続は、その者が口頭又は書面で権限を付与した代理人により又は代理人に対して行うことができる。

31. 保護対象の国際商標(ブルネイ)の使用についての立証責任

保護対象の国際商標(ブルネイ)に関連する民事訴訟において、商標に係る使用に関して疑義が生じたときは、それについて如何なる使用がなされたかについて証明しなければならないのは、その所有者である。

32. 国際事務局に対する情報の伝達

成文法又は法律に基づく規則にかかわらず、登録官は、本規則を理由に又はマドリッド協定議定書若しくは共通規則に従ってブルネイが伝達することを要求された情報を、国際事務局に伝達することができる。

33. 国際事務局に対する手数料の送金

登録官は、国際事務局に対する送金のために、ブルネイを基礎とする国際登録出願又はかかる国際登録の更新に関して国際事務局に納付すべき手数料を、下記方法により、登録官が規定した諸条件に従うことを条件として、受領することができる。

- (a) 通常は公告により、又は
- (b) 特別の場合は、納付を希望する出願人に対する書面通知により

34. 商標規則(R1)の適用

(1) 本規則に別段の定めがある場合を除き、商標規則(R1)は、必要な修正を加えた上で、商標登録出願及び登録商標に関連して適用されるのと同様に、ブルネイを指定する国際登録及び保護対象の国際商標(ブルネイ)に関連して適用される。

(2) 費用及び費用の担保並びに登録官に対する証拠に関する商標規則(R1)に基づく規則の規定は、登録商標又は商標登録出願に関する手続に関連して適用されるのと同様に、本規則に基づく手続に関連して適用される。

附則 1(規則 3)手数料

事項	対応規則	手数料	対応様式
1. 変更出願の提出	24(2)	商品又はサービスの類ごとに\$374	MP1
2. 登録商標から国際登録への置換えを記録する申請	26(5)	商品又はサービスの類ごとに\$65	MP2
3. 登録官を通じた国際登録出願	27(1)	\$250*	MM2(E)
4. 国際登録の更新請求の取扱請求又は国際事務局に納付すべき手数料	—	\$85*	—

*この手数料は、当該出願又は請求に関して国際事務局に納付すべき手数料は含まない。

附則 2(規則 4(4))様式の説明

様式	様式の説明
MP1	国際登録の国内出願への変更請求
MP2	ブルネイの国内登録の国際登録への変更請求
MM2(E)	マドリッド協定議定書のみ準拠する国際登録の出願